

大学等を卒業して取得する方法（別表第1）

(1) 基礎資格及び最低修得単位数

種類 \ 所要資格	基礎資格	教科及び教職に関する科目
専修免許状	修士の学位	83
一種免許状	学士の学位	59

〔別表第1〕

◇ 「修士の学位」には、大学の専攻科（短大を除く。）又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

「学士の学位」には、専門職大学院を卒業したことにより授与される学位又は大学院への入学を認められた場合を含む。

〔別表第1備考第2号，2号の2，施行規則第25条，第66条の4〕

◇ 専修免許状を取得しようとする場合の単位数のうち、一種免許状取得に必要な単位数を差し引いた単位数については、大学院又は大学（短大を除く。）の専攻科の課程で修得すること。

〔別表第1備考第7号〕

◇ 各単位は、認定課程を有する大学等の課程において修得すること。

〔同表備考第5号〕

◇ 上表とは別に、日本国憲法2単位，体育2単位，外国語コミュニケーション2単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位修得すること。

〔同表備考第4号，施行規則第66条の6〕

◇ 一種免許状を有する者又はこれらの免許状の所要資格を得ている者が、専修免許状の授与を受けようとするときは、一種免許状に係る単位数は既に修得したものとみなす。

〔施行規則第10条の2〕

(2) 単位の内訳

科目			免許状の種類		最低修得単位数	
			専修	一種	専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	後掲の(3)教科に関する専門的事項に関する科目の表による。	24	専修一種	24	24
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	受けようとする教科について4単位以上				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10 (4)	10 (4)	10 (4)	10 (4)
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1単位以上				
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)						
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法		8 (5)	8 (5)	8 (5)	8 (5)
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術					
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習(事前及び事後の指導1単位を含む。)		3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)
	教職実践演習		2	2	2	2
大学が独自に設定する科目			36	12	36	12

- ◇ 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に、『教育課程の意義及び編成の方法』の内容を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に『教育課程の意義及び編成の方法』の内容を含むことを要しない。
〔施行規則第2条第1項表備考第4号〕
- ◇ 「教育実習」は高等学校及び中学校の教育を中心とする。この場合、特別支援学校の高等部及び中学部並びに義務教育学校の後期課程並びに中等教育学校を含む。
〔施行規則第5条第1項表備考第3号〕
- ◇ 「教育実習」の単位数には、1単位まで「学校体験活動」の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目の単位をもってあてることができない。
〔施行規則第2条第1項表備考第8号〕

- ◇ 「教育実習」の単位は、中学校又は高等学校において、教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で「各教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（教育実習を除く。）の単位をもって替えることができる。

〔施行規則第4条第1項表備考第8号〕

- ◇ 次のそれぞれの科目の単位については、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」にあつては8単位まで
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」にあつては2単位まで
- ・「教育実習」にあつては2単位まで
- ・「教職実践演習」にあつては2単位まで

〔施行規則第5条第1項表備考第4号〕

- ◇ 「大学が独自に設定する科目」修得方法は、一種免許状又は二種免許状を受ける場合には、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のほか、大学が加えるこれらに準ずる科目でもよい。

〔施行規則第2条第1項表備考第14号〕

- ◇ 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の免許を受けようとする場合は、「各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の半数までを当該免許状に係る「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができる。

この場合、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上を修得するものとする。

〔施行規則第5条第1項表備考第5号〕

- ◇ 工業の教科についての免許状の授与を受けようとする場合は、当分の間「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」についての単位数の全部又は一部について、「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位をもってあてることができる。

〔施行規則第5条第1項表備考第6号〕

(3) 教科に関する専門的事項に関する科目

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	<ul style="list-style-type: none"> ○国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） ○国文学（国文学史を含む。） ○漢文学
地理歴史	<ul style="list-style-type: none"> ○日本史 ○外国史 ○人文地理学・自然地理学 ○地誌
公民	<ul style="list-style-type: none"> ○「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 ○「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 ○「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	<ul style="list-style-type: none"> ○代数学 ○幾何学 ○解析学 ○「確率論、統計学」 ○コンピュータ
理科	<ul style="list-style-type: none"> ○物理学 ○化学 ○生物学 ○地学 ○「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ○ソルフェージュ ○声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） ○器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） ○指揮法 ○音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	<ul style="list-style-type: none"> ○絵画（映像メディア表現を含む。） ○彫刻 ○デザイン（映像メディア表現を含む。） ○美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	<ul style="list-style-type: none"> ○図法・製図 ○デザイン ○工芸制作（プロダクト制作を含む。） ○工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	<ul style="list-style-type: none"> ○書道（書写を含む。） ○書道史 ○「書論、鑑賞」 ○「国文学、漢文学」
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ○体育実技 ○「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ○生理学（運動生理学を含む。） ○衛生学・公衆衛生学 ○学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

保 健	<input type="checkbox"/> 「生理学, 栄養学, 微生物学, 解剖学」 <input type="checkbox"/> 衛生学・公衆衛生学 <input type="checkbox"/> 学校保健（小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。）
看 護	<input type="checkbox"/> 「生理学, 生化学, 病理学, 微生物学, 薬理学」 <input type="checkbox"/> 看護学（成人看護学, 老年看護学及び母子看護学を含む。） <input type="checkbox"/> 看護実習
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） <input type="checkbox"/> 被服学（被服実習を含む。） <input type="checkbox"/> 食物学（栄養学, 食品学及び調理実習を含む。） <input type="checkbox"/> 住居学 <input type="checkbox"/> 保育学
情 報	<input type="checkbox"/> 情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理 <input type="checkbox"/> コンピュータ・情報処理 <input type="checkbox"/> 情報システム <input type="checkbox"/> 情報通信ネットワーク <input type="checkbox"/> マルチメディア表現・マルチメディア技術
農 業	<input type="checkbox"/> 農業の関係科目 <input type="checkbox"/> 職業指導
工 業	<input type="checkbox"/> 工業の関係科目 <input type="checkbox"/> 職業指導
商 業	<input type="checkbox"/> 商業の関係科目 <input type="checkbox"/> 職業指導
水 産	<input type="checkbox"/> 水産の関係科目 <input type="checkbox"/> 職業指導
福 祉	<input type="checkbox"/> 社会福祉学（職業指導を含む。） <input type="checkbox"/> 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 <input type="checkbox"/> 社会福祉援助技術 <input type="checkbox"/> 介護理論・介護技術 <input type="checkbox"/> 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） <input type="checkbox"/> 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 <input type="checkbox"/> 加齢に関する理解・障害に関する理解
商 船	<input type="checkbox"/> 商船の関係科目 <input type="checkbox"/> 職業指導
職業指導	<input type="checkbox"/> 職業指導 <input type="checkbox"/> 職業指導の技術 <input type="checkbox"/> 職業指導の運営管理
英 語	<input type="checkbox"/> 英語学 <input type="checkbox"/> 英語文学 <input type="checkbox"/> 英語コミュニケーション <input type="checkbox"/> 異文化理解
宗 教	<input type="checkbox"/> 宗教学 <input type="checkbox"/> 宗教史 <input type="checkbox"/> 「教理学, 哲学」

◇ 免許教科の種類に応じ、「教科に関する専門的事項に関する科目」について、それぞれ1単位以上修得すること。

〔施行規則第5条第1項表備考第1号〕

◇ 「教科に関する専門的事項に関する科目」には、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

〔施行規則第4条第1項表備考第2号〕

◇ 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。

〔同表備考第3号〕

◇ 「 」書きの科目については、そのうち1以上の科目について修得すること。

〔同表備考第4号〕